

胸腹部臓器の障害認定に係る実態調査について

1 患者団体からの意見聴取

(1) 胸腹部臓器に関連する患者団体のうち、意見聴取が可能と思われた次の13の団体に対して、報告書案の内容等について意見聴取を行った。

呼吸器関係	全国低肺機能者団体協議会 全国呼吸機能障害者団体もみじ会 全国じん肺患者同盟 ベンチレーター使用者ネットワーク
循環器関係	日本心臓ペースメーカー友の会 心臓病者友の会
腹部臓器関係	アルファ・クラブ 日本肝臓病患者団体協議会 全国肝臓病患者連合会 (社)日本オストミー協会
泌尿器関係	(社)全国腎臓病協議会 片腎会 日本コンチネンス協会

(2) 患者団体から提出された報告書案の内容等に関する意見は、次のとおりである。

なお、意見の内容は、既に検討された障害に関するものや、療養の対象となる症状に関するものであったため、改めて検討を要するものではなかった。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 呼吸機能障害については、動脈血ガス分圧だけでなく、スパイロメトリーも含めて、総合的に判断すべきである。 ・ ペースメーカー装着者でも、洞不全症候群による頻脈のため失神するおそれがあることを評価すべきである。 ・ ペースメーカー装着者に対する雇用者の意識が低いことを評価すべきである。 ・ ペースメーカー等は、リード線の植え替え等が必要になることが多いことを評価すべきである。 ・ 胃の障害として、通過障害、食道と残胃（腸）の吻合部の狭窄を評価すべきである。 ・ 胃の障害として、低血圧を評価すべきである。 ・ 胃の障害として、おなら（臭い、頻発する）を評価すべきである。 ・ 肝臓の障害に伴う合併症を評価すべきである。
--

2 被災者からの意見聴取

(1) 意見聴取が可能と思われる患者団体がなかったもののうち、障害等級を下げるのが適当とされた「ひ臓又は一側のじん臓を失ったもの」については、被災者本人から脾臓又は一側の腎臓の亡失による労働への支障の実態について意見聴取を行った。

調査者数	第8級の11の障害等級の認定を受けた者 26名 (うち、脾臓を失った者17名、一側の腎臓を失った者9名)
回答者数	16名 (うち、脾臓を失った者11名、一側の腎臓を失った者5名)
就労者数	11名 (うち、脾臓を失った者8名、一側の腎臓を失った者3名)

(2) 現在就労している者11名について、後遺症状による効率の低下等労働への支障の有無等を照会

ア 脾臓を失った者

脾臓を失った者で支障があると回答した者は5名、支障がないと回答した者は3名であった。

支障があると回答した5名のうち、3名は脾臓の亡失以外の要因が労働への支障に関与していると認められたことから除外して、脾臓の亡失のみで労働への支障があるとする者2名を対象とすると、労働への支障の理由は「疲れやすくなった」というものであり、これは第13級とすることが適当と考えられた。

イ 一側の腎臓を失った者

一側の腎臓を失った者で支障があると回答した者は3名であり、支障がないと回答した者は0名であった。

労働への支障があると回答した3名のうち2名については、一側の腎臓の亡失のみで支障があるとすると認められ、この2名の労働への支障の理由は、脾臓を失った者と同様に、「疲れやすくなった」というものであった。

なお、支障があると回答した者のうち他の1名については、支障があるとすると理由として、体力の低下を挙げている。

(3) なお、脾臓又は一側の腎臓を失った者への就労上の配慮の有無等について、貨物運送業者及び建設業者の計5社に意見聴取を行ったところ、このうちの1社において同障害を有する者の雇用が確認されたが、同社の意見としては、脾臓又は一側の腎臓の亡失を理由とする就労への支障はなく、会社として特段の配慮はしていないとの回答があった。